（様式２－３－２号）

申請に係る土地の代替性の検討について

　転用事業の候補地を検討した結果、次の土地では事業目的が達成できないため、①の土地により農地転用の許可を申請しました。

○検討結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検討  番号 | 検討地（住所等） | 面積  (㎡) | 地目 | 自己  所有 | 農振農用地からの除外見込み | 基盤整備事業の実施 | 検討  結果 | 事業目的が達成  できない理由 |
| ① | 申請地 | 3,000のうち500 | 田 | 〇 | 〇 | 〇 | ○ | － |
| ② | 西条町〇〇字〇〇番  （別図） | 500 | 原野 | 〇 | － | － | × | 接続道が狭隘かつ未整備で、生活道として不十分 |
| ③ | 西条町〇〇字△△番  （別図） | 500 | 雑種地 | × | － | － | × | 土地所有者から譲渡意思がないとの回答あり。 |
| ④ | 西条町〇〇字□□番  （別図） | 500 | 田 | 〇 | －  (第２種農地) | なし | × | 集落から距離が離れており、上下水道の接続のための負担が大きい。 |
| ⑤ |  |  |  |  |  |  |  |  |

* 農地法施行規則第３３条（地域の農業の振興に資する施設）各号、農地法第４条第６項又は農地法第５条

第２項第２号（第２種農地）による不許可の例外の場合に、転用申請に添付するものとする。

* 住宅地図等の図面を添付し、検討番号を記載すること。
* 「検討地」欄は、「別図」の記載でも可
* ４条転用の場合は、申請者が権利を有する土地を中心に代替性の検討をすること。

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの

【参考】農地法施行規則第３３条

第１号　都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの

【参考】農地法施行規則第33条

　第１号　都市等との地域間交流を図るために設置される施設

　第２号　農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

　第３号　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

　第４号　住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の，日常生活上又は業務上必要な施設で，集落に接続して設置されるもの